

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年11月26日

静岡県公営企業管理者

企業局長 田中 伸弘

静岡県企業局管理規程第6号

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員の給与に関する規程（昭和42年事業部管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 災害状況調査手当</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>災害状況調査手当は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>職員が、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の作業に従事したときに、1日につき710円（応急的な工事の監督、測量等の作業に従事したとき）あつては、1,080円）</u></p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 災害状況調査等手当</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>災害状況調査等手当は、職員が次の各号に掲げる作業に従事した場合に、当該各号に定める額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある被害状況の確認又は災害応急対策に係る作業を行う現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視の作業に従事したときに、1日につき710円（応急的な工事の監督、測量等の作業又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他管理者が認める災害に係る作業に従事したとき）あつては、1,080円）</u></p> <p>(2) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23</u></p>

(2) 前号に規定する作業に相当すると管理者が認める作業に従事したときに、1,080円を超えない範囲内で、管理者が定める額

(3) 前2号に規定する作業が著しく危険であると管理者が認める場合又は管理者が著しく危険と認める区域で行われた場合に該当するときは、前2号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に、従事した1日につき当該額の100分の100に相当する額を加算した額

条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域（著しく激甚である災害のうち管理者が認める災害への対処のため職員が派遣された区域に限る。）に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業に従事したときに、1日につき710円（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害に係る作業に従事した場合にあっては1,080円）

(3) 前2号に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業に従事したときに、1,080円を超えない範囲内で、管理者が定める額

(4) 第1号の作業又は第3号の作業（第2号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合、第1号又は第3号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(5) 第1号の作業又は第3号の作業のうち第1号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると管理者が認める場合、第1号又は第3号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(6) 第3号の作業のうち第1号に掲げる作業に相当する作業が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合、第3号に定める額にその100分の100に相当する額を

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(特定大規模災害に対処するための<u>災害状況調査手当の特例</u>)</p> <p>4 職員が特定大規模災害に対処するため第5条第7項第2号又は同項第3号に規定する作業のうち同項第2号に規定する作業に相当する作業に引き続き5日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合の災害状況調査手当の額は、同項の規定による額に、同項第1号又は第2号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。</p>	<p style="text-align: center;">加算した額</p> <p>(7) <u>第2号の作業又は第3号の作業のうち第2号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合、第2号又は第3号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(特定大規模災害に対処するための<u>災害状況調査等手当の特例</u>)</p> <p>4 職員が特定大規模災害に対処するため第5条第7項第1号から第3号に規定する作業に引き続き5日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合の災害状況調査等手当の額は、同項第1号から第3号までに掲げる作業の区分に応じ当該各号に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の静岡県企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第5条の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第5条の規定を適用する場合においては、改正前の静岡県企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。